

京都市職員共済組合規則第3号

京都市職員共済組合運営規則の一部変更について

京都市職員共済組合運営規則の一部を次のように変更する。

令和4年10月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合運営規則（昭和38年1月24日組合規則第1号）の一部を次のように変更する。

第16条の9を第16条の10とし、同条の8の次に次の1条を加える。

（令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等）

第16条の9 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

附 則

この変更は、公告の日から施行し、変更後の京都市職員共済組合運営規則の規定は令和4年10月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)